

憲法を変える手続きが着々と進んでいます

国民投票法 (=改憲手続き法案)

2007年(平成19年)5月14日 成立
5月18日 公布
2010年(平成22年)5月18日 施行

環境にかかわることとか、
変えたほうがいいところ
もあるんじゃないかい？

みんなが投票するのだから、
国民投票は民主的でいいんじゃない？

問題なところだけ変えて、
9条は変えなければいいんじゃない？

国民もバカじゃないから、ちゃんと
考えて投票すると思うよ。過半数にならなきゃ
成立しないわけだから。

ところが



★過半数とは国民(有権者)全体の過半数ではない

有効投票数の過半数である。(最低投票率の規定がない。)

⇒もし投票率が40%だったら、その半数、つまり有権者の20%が賛成したら憲法が変わってしまう。(もっと低かったら?)

〈参考〉 総投票数の過半数で
デンマークの場合 かつ有権者の40%の賛成が必要

★個々の条文についてでなく、一括投票?!

⇒ここは賛成・ここは反対という意見が反映されにくい。

このような国民投票法、本当にいいのでしょうか?!
あなたはどのように思いますか？

9の日ちらし No.1

今の憲法を読んだことがありますか 自民党の新憲法草案ご存じですか。

憲法の理念として 特にたいせつな
前文と9条を 見比べてみました。



成城地域「九条の会」

どちらが本当に国民ひとりひとりを大切にし、平和を真剣に願っている?!

戦争の放棄でなく
「安全保障」?!

前文

第9条

〈現行憲法〉

〈自民党新憲法草案〉

〈現行憲法〉

〈自民党新憲法草案〉

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、**政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。**

日本国民は、**恒久の平和を念願し**、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

日本国民は、自らの意思と決意に基づき、主権者として、ここに新しい憲法を制定する。

象徴天皇制は、これを維持する。**また**、国民主権と民主主義、自由主義と基本的人権の尊重及び平和主義と国際協調主義の基本原則は、不変の価値として継承する。

日本国民は、帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有し、自由かつ公正で活力ある社会の発展と国民福祉の充実を図り、教育の振興と文化の創造及び地方自治の発展を重視する。

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に願い、他国とともにその実現のため、協力し合う。国際社会において、価値観の多様性を認めつつ、圧政や人権侵害を根絶させるため、不断の努力を行う。

日本国民は、自然との共生を信条に、自国のみならずかけがえない地球の環境を守るため、力を尽くす。

「また」という言い方で国民主権や平和主義が述べられている?!

第2章 戦争の放棄

〔戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認〕

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の**戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。**

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

戦力と交戦権の否認

「戦争をしない国」として、こう言い切ることが大切なじゃありませんか?

第2章 安全保障

第9条 (平和主義)

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第9条の2 (自衛軍)

「軍」?!

① 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮権者とする自衛軍を保持する。

② 自衛軍は、前項の規定による任務を遂行するための活動を行うにつき、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

③ 自衛軍は、第1項の規定による任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

④ 前2項に定めるもののほか、自衛軍の組織及び統制に関する事項は、法律で定める。

海外派遣の内容が今と違って来る?!

公の秩序の維持

ということは?
緊急事態 とは?